

〔日本後紀平十七〕大同三年十月丁卯東山道觀察使左近衛中將正四位下行春宮大夫安倍朝臣兄雄卒。○中略伊豫親王無罪而廢、當上盛怒、群臣莫敢諫者、兄雄抗辨固爭、雖不能得、論者義之。

〔日本後紀二十一〕弘仁二年七月庚子備前守正四位下藤原朝臣眞雄卒。○中略爲推國○平城天皇之近

臣。○中略身帶弓劍、常侍朱鉤、屬天皇、遷御平城、分局追從、旣而一女進謀、天皇擬入于伊勢、眞雄遮輿而

伏、忘死固爭、蓋魏臣斷鞅之志乎、可謂歲寒而知松柏之後凋者也、今上嘉其忠情、特授正四位下、拜備前守、在任而卒、時年卅五。

〔三代實錄清和十三〕貞觀八年九月廿二日甲子、夏井○紀者、左京人、美濃守從四位下善岑之第三子也。○中略

上。○文以其忠正清貧無宅、賜宅一區、夏井秉志、忠直時有規諫、上以此逾重之。

〔續古事談王道后宮〕寬平法皇。○宇多御位ノ時、菅丞相○菅原道眞君ヲイサメタテマツリ給事、漢土ノ

賢臣ノ諫言ヲタテマツルニコトナラズ、或時コトニ殺生禁斷オコナハレタリケル次ノ年、君ミ

ヅカラタカバツラシ給ケレバ、丞相申給ケリ、今年ハ鳥獸ナニノアヤマチアレバカ、タチマチニ

コレヲカリ給ゾト申サレケレバ、ミカドコトハリニツマリテ、カリヲヤメサセ給ニケリ。

〔承久兵亂記〕きんつぎこういけんの事

大老やうきんつねふし、老ざるにをこなはるべきよし、おほせければ、老よきやう、くちをとづるところに、とく大じの大老んきんつぎの申されけるは、ちよくめいのうへは、さうにをよばず候へどもご老らかはのほうわうの御とき、ともやすと申せんごを老らざる、ふとくじんのもの、ざんそうにつかせ給ひつ、よしなかを、ついたりせんとせられしが、きそいきどほりをふくみ、ほう老ゆうじ殿へむかふて、せめたてまつる、みかたのいくさ、一ときのうちにやぶれて、きみもしんもほろび給ひき、いまさら、たねよし、ひろつながざんにより、よしときをせめらるべきか、かたきをほろぼさんにつきて、みかたのほろびんにつけて、大老んいげなうごん以上の人に、